三　一の外国語による通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者　当該試験が行われた後最初に行われる地域限定通訳案内士試験の当該外国語

四　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者　当該試験を実施した都道府県知事と異なる都道府県知事が実施する地域限定通訳案内士試験の当該外国語

五　一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者　当該試験が行われた後、当該試験を実施した都道府県知事と異なる都道府県知事が最初に実施する地域限定通訳案内士試験の当該外国語

六　筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者として都道府県知事が定める者　当該科目

（合格証書の授与等）

第七条　都道府県知事（指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関。次項において同じ。）は、地域限定通訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。

2　都道府県知事は、筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を文書で通知する。

（合格者の公示）

第八条　都道府県知事は、地域限定通訳案内士試験に合格した者に対し、その氏名を公示する。

（試験事務の範囲）

第九条　都道府県知事は、法第十六条第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせようとするときは、あらかじめ、当該指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めなければならない。

（指定の申請）

第十条　指定試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四　試験事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類